

福岡医発第 519 号 (地)  
令和 5 年 5 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会 長 蓮 澤 浩 明  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴う受検者への  
チラシの一部改訂について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る検査の受検者に対し、療養中の健康相談等の各種相談窓口を周知することを目的としたチラシ「新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となられた方へ」(令和 5 年 4 月 10 日付福岡医発第 81 号(地)にてご連絡済み)については、これまで診療・検査医療機関等において配布されてきたところです。

今般、本年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されることを踏まえ、同日付で同チラシを一部改訂し、外来対応医療機関に送付した旨、福岡県保健医療介護部より連絡がありました。

主な改訂内容は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようお願いいたします。

記

○ 主な改訂内容

- ・令和 5 年 5 月 7 日までの情報の削除
- ・令和 5 年 5 月 8 日以降の療養期間の目安を追加

公印省略

5疾病第1470号-4

令和5年5月10日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長  
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

新型コロナウイルス感染症患者の5類移行に伴う受検者へのチラシの  
一部改訂について

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年9月26日から感染者の全数届出の見直しが全国一律で実施されたことに伴い、診療検査医療機関及び検査協力医療機関へ依頼し、受検者へのチラシ(令和5年4月1日一部改訂)の配布に御協力いただいているところです。

このたび、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと見直されることを踏まえ、各相談窓口について受検者へ周知するため、令和5年5月8日付でチラシを更に一部改訂し、引き続き外来対応医療機関から受検者へ配布いただくよう別紙のとおり関係医療機関に依頼しましたので、お知らせいたします。

1 受検者への配布チラシ

- ・ 「新型コロナウイルスの検査で陽性となられた方へ (令和5年5月8日現在)」

2 主な変更箇所

- ・ 令和5年5月7日までの情報の削除
- ・ 令和5年5月8日以降の療養期間の目安を追加

<担当>

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

福岡県新型コロナウイルス感染症事務局

自宅療養・待機ステーション班

TEL : 092-643-3729

MAIL : sanso-station@pref.fukuoka.lg.jp

関係医療機関の長 殿

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課長  
(福岡県新型コロナウイルス感染症事務局)

新型コロナウイルス感染症の受検者への配布チラシ  
「新型コロナウイルス感染症患者の検査を受けた方へ」の送付について (依頼)

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことに伴い各相談窓口を、標記チラシにて周知することとしましたので、下記についてご協力をお願いいたします。

記

- 1 チラシの内容
  - ・ 令和5年5月8日以降の相談窓口連絡先
  - ・ 令和5年5月8日以降の療養期間の目安
- 2 ご協力いただきたいこと
  - ・ 福岡県内（北九州市、福岡市、久留米市を含む）の方で、今後検査を受けられた方全員に、同封のチラシをお渡しください。
- 3 送付書類
  - ・ チラシ「新型コロナウイルスの検査で陽性となられた方へ  
(令和5年5月8日現在)」 50部

以上

- \* 同封のチラシの追加、電子データがご入用の際は、下記メールアドレスまでご連絡をお願いいたします。  
チラシは本県 HP にも掲載しております。そちらをダウンロードしご利用いただいてもかまいません。

<担当>  
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7  
福岡県新型コロナウイルス感染症事務局  
自宅療養・待機ステーション班  
TEL : 092-643-3729  
MAIL : sanso-station@pref.fukuoka.lg.jp

# 新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となられた方へ

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から、季節性インフルエンザなどと同様の5類感染症とされ、行政による健康観察や外出自粛要請等はなくなりました。体調が悪化した時には、診断を受けた医師やかかりつけ医にご相談ください。また、以下の窓口でも受診相談、体調急変時のご相談に応じています。

北九州市	福岡市	久留米市	左記以外
<p>新型コロナ 受診・相談センター</p> <p>050-3665-8105 (受付:24時間対応)</p>	<p>福岡市新型コロナ ウイルス感染症 相談ダイヤル</p> <p>050-3665-7980 050-3629-0353 (受付:24時間対応)</p>	<p>新型コロナ 相談センター</p> <p>0942-30-9750 (受付:24時間対応)</p>	<p>新型コロナウイルス 感染症 総合相談窓口</p> <p>050-3665-8126 (受付:24時間対応)</p>

## 【療養期間の目安について】

外出を控える等の行動は個人の判断となります。  
療養をされる際には、下記を参考にしてください。

### ● 外出を控えることが推奨される期間

発症日を0日目とし、5日間が経過  
(無症状の場合は検体採取日が0日目)

かつ

症状軽快後24時間が経過  
(熱が下がる、のどの痛みがなくなる等)

0日	1日	2日	3日	4日	5日
発症日	→				症状軽快
例)5月8日	5月9日	5月10日	5月11日	5月12日	5月13日

### ● 周りの方への配慮

発症から10日間を経過するまでは、ウイルス排出の可能性がありますので、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

- ・ 不織布マスクの着用
- ・ 咳やくしゃみ等の症状がある場合には、咳エチケットを守ること
- ・ 高齢者等ハイリスク者との接触は控えること